

**2016年 4月****一般財団法人 上越環境科学センター**

今年も桜の時期となりました。観桜会が開催される高田城址公園の開花は4月3日、満開は4月8日との予想です（日本気象協会 3/23 発表）。上越地域の多くの学校では、桜で彩られた入学式となりそうです。弊センターにおきましても、季節の暖かさと華やかさを借り、全職員気持ちを新たにしていずみにお応えできるよう努めて参りたいと思います。

さて、今回の JEC ニュースでは、「水銀に関する動向」、「カドミウムに関する基準改正」、「芳香族アミンによる健康障害等」、「新潟県エコアクション 21 10 周年記念セミナー」についてご紹介いたします。

1. 水銀に関する動向

水俣条約に関連した動きとして、JEC ニュース No.36 で「大気汚染防止法の一部を改正する法律」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布（共に平成 27 年 6 月 19 日）について掲載しましたが、今回はその後の動向 2 件についてお伝えします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の公布（H27.12.21）

【概要】

●特別管理一般廃棄物に該当する**廃水銀**の指定

- ・水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」）が一般廃棄物となったものから回収したもの
- ・これを処分するために処理したもの（環境大臣が定める方法により処理したものでないものに限る。）

●特別管理産業廃棄物に該当する**廃水銀等**の指定

- ・対象施設※において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物合を除く。）

※対象施設

- ①水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- ②水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ③灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ④水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設
- ⑤国又は地方公共団体の試験研究機関
- ⑥大学及びその附属試験研究機関
- ⑦学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ・当該廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないものに限る。）

●上記に該当する**廃水銀／廃水銀等**の**収集運搬基準及び保管基準**の規定を追加

- 施行期日：水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日

排ガス中の水銀測定法について（案）

（水銀大気排出測定方法検討会 資料より）

引き続き今後の動向に注意が必要です！

【概要】

- 測定頻度は、排ガス量や対象施設により 4 ヶ月以内、6 ヶ月以内、1 年以内毎に測定を実施する。
- 測定方法は全水銀を対象とする。ただし、法施行後 3 年間の測定において粒子状水銀の割合が 5%未満であることを確認できた場合には、ガス状水銀のみの結果をもって全水銀の測定結果に変えることが出来るが、3 年以内に 1 回の頻度で排出状況が継続していることを確認する。
- 排出基準の 1.5 倍を超過の場合は 30 日以内、1.5 倍未満の超過の場合は 60 日以内に、3 回以上の再測定を実施し、初回を含む 4 回以上の測定結果のうち最大値・最小値を除く全ての結果の平均値により評価する。

<規制対象施設>

- ①石炭火力発電所及び産業用石炭燃焼ボイラー
- ②非鉄金属製造に用いられる製錬及び焙焼の工程（1 次施設）
- ③非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（2 次施設）
- ④廃棄物焼却炉
- ⑤セメントクリンカー製造設備

2. カドミウムに関する基準改正（平成 28 年 3 月 15 日施行）

環境省より、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」等が公布、施行されました。今回の改正により、カドミウムに関する各種基準が変更されました。

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」）の一部改正

カドミウム又はその化合物について特別管理産業廃棄物の判定基準

下表に適合しない場合、特別管理産業廃棄物に該当する。

(溶出濃度)

廃棄物の種類		改正前	改正後
鉍さい関係 (規則第 1 条の 2 第 6 項関係)	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
	鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
ばいじん又は 燃え殻関係 (規則第 1 条の 2 第 9 項関係)	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
	ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
汚泥、廃酸又は 廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	1 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下

2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」）の一部改正

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場所の判定基準

下表に適合する場合、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができる。適合しない場合、公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならない。

(溶出濃度)

廃棄物の種類	改正前	改正後
燃え殻若しくはばいじん又は燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令別表第 5 の 2 の項の第一覧に掲げるものに限る。)(判定基準省令第 1 条第 2 項、第 3 条第 2 項関係)	0.3 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの(判定基準省令別表第 5 の 2 の項の第一覧に掲げるものに限る。)(判定基準省令第 1 条第 4 項、第 3 条第 4 項関係)		
鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの(判定基準省令第 3 条第 6 項関係)		

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

(溶出濃度)

廃棄物の種類	改正前	改正後
有機性汚泥又は動植物性残さ(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 1 項、第 4 項関係)	0.1 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
無機性汚泥(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 2 項)	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
廃酸、廃アルカリ若しくは家畜ふん尿(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 3 項、第 5 項)	0.1 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の一部改正

	改正前	改正後
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るカドミウム及びその化合物の基準(排水基準)	0.1 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下

3. 芳香族アミンによる健康障害等

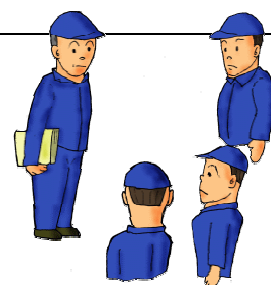
昨年、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しました。発症した労働者たちはオルト・トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっており、厚生労働省では原因究明を行う一方、予防の為の文書（「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」（基安発 1218 第 1 号 平成 27 年 12 月 18 日））を出していますので概要を記します。

【本件で取り扱われている発がんに関係する芳香族アミン】

		オルト・トルイジン	オルト・アニシジン	2,4-キシリジン	パラ・トルイジン	アニリン
CAS 番号		95-53-4	90-04-0	95-68-1	106-49-0	62-53-3
外観		無色～黄色の液体	赤色～黄色の液体	澄明で淡黄色の液体	無色の薄片	無色の液体
沸点		200℃	213℃	214℃	200℃	184℃
用途		染料・顔料の 中間体原料 エポキシ樹脂 硬化剤原料	染料中間体	染料・顔料中間体	顔料中間体 農薬合成原料	ウレタン中間体 合成原料 染料・ゴム製造用薬品 ・医薬・農薬合成原料
有害性情報	国際がん 研究機関	グループ 1（ヒトに対して発がん性がある）※膀胱がんを引き起こすと指摘されている	グループ 2B（ヒトに対する発がん性が疑われる）	グループ 3（分類できない）	評価なし	グループ 3（分類できない）
	日本産業 衛生学会	発がん分類 2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある） 許容濃度：1ppm	発がん分類 2B（ヒトに対する発がん性が疑われる） 許容濃度：0.1ppm	—	—	—
	米国産業 衛生専門家 会議	発がん性区分 A3（動物に対して発がん性がある） TLV-TWA ：2ppm	発がん性区分 A3（動物に対して発がん性がある） TLV-TWA ：0.5mg/m ³	発がん性区分 A3（動物に対して発がん性がある） ※異性体混合物について	発がん性区分 A3（動物に対して発がん性がある） TLV-TWA ：2ppm	発がん性区分 A3（動物に対して発がん性がある） TLV-TWA ：0.5ppm skin
安衛法上の 位置づけ	SDS 交付対象物質 ※労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき、当該化学物質を含有する製剤等を譲渡又は提供する際に、製剤等の名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取り扱い上の注意等の情報を記載した文書（ 安全データシート（SDS） ）を交付することが義務付けられている物質。当該物質を取り扱う事業者は、労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づき、 化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施に努めること 、労働安全衛生規則に基づく 一般的健康障害防止措置を講ずることが求められる 。					

【健康障害の防止対策】

- ①上記の物質について、SDS の危険有害性情報に従って、業務の状況に応じた**換気、防毒マスクの着用等の適切なばく露防止対策**を講じること。
- ②上記の物質を現に取り扱っている又は取り扱ったことのある事業場においては、**一般定期健康診断の実施及び当該事後措置の徹底**を図ること。



オルト・トルイジンについては、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であっても現在も雇用している者に対する緊急の措置として、できる限り特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）にある**膀胱がんに関する健康診断項目の検査を実施する**とともに、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましい。

平成 28 年 6 月 1 日施行

化学物質 640 物質についてリスクアセスメントの実施を事業者に義務付け

（JEC ニュース No. 37 にて既報）

4. 新潟県エコアクション21 10周年記念セミナー

弊センターが地域事務局として携わっているエコアクション 21 認証・登録制度は、環境認証制度として全国の約 7,500 を超える事業者様からご登録をいただいております。おかげさまで創設 10 周年の節目を迎えることができました。これまでのご尽力と環境保全への取組みに感謝し、「新潟県エコアクション 21 10 周年記念セミナー」(2016 年 2 月 24 日/於まちなかキャンパス長岡(長岡市))を開催いたしました。

記念セミナーでは、エコアクション 21 中央事務局森下事務局長より、新潟県内の事業者で登録を 10 年継続された株式会社ニシトク、永田精機株式会社、新潟特殊企業株式会社、株式会社渡部製作所、株式会社新潟マテリアルに記念品と感謝状を、普及セミナーを 3 年以上開催された上越市、妙高市、柏崎市、株式会社第四銀行には感謝状を贈呈させていただきました。来賓として新潟県県民生活・環境部副部長大川様よりご挨拶をいただいたほか、環境省総合環境政策局環境経済課課長奥山様か



エコアクション 21 の普及にご尽力いただいた自治体・事業者様



エコアクション 21 の登録を 10 年継続していただいた事業者様

テリアルに記念品と感謝状を、普及セミナーを3年以上開催には感謝状を贈呈させていただきました。来賓として新潟県にいらしたほか、環境省総合環境政策局環境経済課課長奥山様からもご挨拶（代読）をいただきました。また、株式会社ニシトク代表取締役西村様と柏崎市主事加納様による事例発表、森下事務局長による特別講演「企業価値を高める～エコアクション 21 の今後の展望～」も行われ、記念セミナーを盛況のうちに終えることができました。ご後援・ご出席くださいました方々、本当にありがとうございました。なお、講演の資料は弊センターのホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

(文中の団体敬称略)

エコアクション 21 の認証・登録のお申込については随時受け付けております。お気軽にご相談ください。

【窓口：エコアクション21 地域事務局／佐藤・富田】

エコアクション21とは



エコアクション 21 は環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（Environmental Management System: EMS）です。環境マネジメントシステムとは、組織や事業者等が、自主的な環境保全への取組を継続的に行うための「しくみ」のことで、国際的な規格としては国際標準化機構が定めた ISO14001 があります。エコアクション 21 はこの ISO14001 を参考に、中小企業を主な対象として考案されたもので、認証・登録制度としては 2004 年 10 月にスタートしました。弊センターでは 2005 年 4 月にエコアクション 21 地域事務局の認定を受け、公益事業として認証・登録に関する業務を行っています。



認定番号 1-009

一般財団法人 上越環境科学センター

942-0063

新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882

E-mail : info@jo-kan.or.jp

URL: <http://www.jo-kan.or.jp>

担当：業務一課／佐賀・森

【編集一口メモ】

3 月に北陸新幹線が開業 1 周年を迎えました。先日、関東へ出張で上越妙高駅を利用した際、糸魚川市から来た小学生たちが手作りのパンフレットを手に利用者に声をかけ、地元の観光地や名物品の紹介をしていました。気持ちの良い挨拶、丁寧な言葉、一生懸命な説明に感心するとともに、素直に「行ってみたいな」と思いました。心をつかむ営業の基本、勉強させてもらいました。

[illegible]

JEC ニュースをご覧くださいありがとうございます。

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。(編集担当：佐賀)